

学用品費や給食費の負担で困っていませんか？ 就学援助制度をご利用ください

■就学援助制度とは

お子さんが市内の小中学校に通う上で経済的に困っている保護者に対して、学用品費や給食費などの援助を行っています。援助を受けたい方は申請が必要です。事前に学校か教育委員会にご相談ください。

■援助の内容

学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、卒業アルバム代、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費など。教育委員会が定めた金額を、認定された日の翌月分から、原則として学期末（7月、12月、2月頃）に支給します。

■援助を受けることができる方

生活保護世帯、またはこれに準ずる世帯と教育委員会が認定した世帯

■申請方法

申請書と必要書類を各地区の担当民生委員に提出してください。

※担当の民生委員は、教育委員会や学校で確認できます。



問い合わせ

教育委員会 教育指導課

☎ 0299-48-1111（内線 2222）

児童扶養手当・特別児童扶養手当の認定を受けている方は 必ず期限までに届出を！

以下の手当の認定を受けている方には、8月上旬に郵送で各届出の用紙を送付します。届出を提出しないと、11月分以降の手当の支給が止まってしまう、提出しないまま2年を経過すると、認定が取り消されてしまいます。

児童扶養手当

父や、母と生計をともにしていないひとり親家庭の児童のための手当です。所得の限度額により手当が全額支給停止されている方も必ず提出してください。

■提出書類

・現況届

（世帯内容によって添付書類が異なりますので、郵送される案内を確認してください）

■提出期限

8月31日（火）

■提出先

・子ども課 子ども家庭係

（小美玉市小川 4-11 小川総合支所 2階）

・福祉事務所 美野里支所

（小美玉市堅倉 835 本庁舎 1階）

特別児童扶養手当

障がいのある児童のための手当です。

■提出書類

・所得状況届

・特別児童扶養手当の証書

（手元がない場合は窓口で申し出てください）

（世帯内容によって添付書類が異なりますので、郵送される案内を確認してください）

■提出期限

9月10日（金）

■提出先

・社会福祉課 障がい福祉係

（小美玉市上玉里 1122 玉里総合支所 2階）

・福祉事務所 美野里支所

（小美玉市堅倉 835 本庁舎 1階）

・福祉事務所 小川支所

（小美玉市小川 4-11 小川総合支所 1階）

■持ち物

・マイナンバーを確認できるもの

・身元確認書類

問い合わせ

児童扶養手当のこと：子ども課 子ども家庭係（小川総合支所内）☎ 0299-48-1111（内線 2243）

特別児童扶養手当のこと：社会福祉課 障がい福祉係（玉里総合支所内）☎ 0299-48-1111（内線 3233）